

東京大学情報基盤センター 情報メディア教育研究部門 品川研究室  
特任助教・特任研究員（特定有期雇用教職員）

募集要項

1. 職名及び人数： 特任助教 1 名および特任研究員 1 名
2. 契約期間： 2023 年 4 月 1 日以降随時～2024 年 3 月 31 日
3. 更新の有無： 更新する場合があります。更新する場合は 1 年ごとに行う。  
更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。  
ただし、在職できる期間は 2028 年 3 月 31 日を限度とする。
4. 試用期間： 採用された日から 6 月間
5. 就業場所： 情報基盤センター（東京都文京区弥生 2-11-16）
6. 所属： 情報基盤センター情報メディア教育研究部門品川研究室
7. 業務内容： JST CREST の研究課題「隔離実行と形式検証による総合的セキュリティ基盤システム」を推進するために、主に OS カーネルや仮想化ソフトウェア等の低レイヤシステムソフトウェアとセキュリティに関する研究開発を実施する。特任助教は研究室における学生教育を含む。
8. 就業時間： 専門業務型裁量労働制により、1 日 7 時間 45 分勤務したものとみなされる。
9. 休日： 土・日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
10. 休暇： 年次有給休暇、特別休暇等
11. 賃金等： 年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額 50 万円～100 万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則 55,000 円／月まで）
12. 加入保険： 文部科学省共済組合、雇用保険に加入
13. 応募資格：
  - 1) 着任時までに博士の学位を有すること
  - 2) システムソフトウェアに関連する分野で第一著者の論文があること
  - 3) 低レイヤシステムソフトウェア（OS カーネルや仮想化ソフトウェア）に関する研究開発経験を有すること
  - 4) システム系プログラミング言語（例：C, C++, Rust）及び CPU アーキテクチャ（例：x86, Arm, RISC-V）を使いこなす能力を有すること
14. 提出書類：
  - (1) 履歴書（様式任意）
  - (2) 研究業績一覧
  - (3) これまでの研究及びプログラミング経験概要（A4 用紙 2 枚程度で応募資格を満たすことを説明すること）

(4) 応募者の参考意見を伺える教授 2 名の氏名、所属、連絡先

15. 提出方法： 下記の JREC-IN Portal からの電子申請でのみ受け付けております。

<JREC-IN> URL

[https://jrecin.jst.go.jp/seek/SeekJorDetail?fn=3&dt=1&id=D123020629&ln\\_jor=0](https://jrecin.jst.go.jp/seek/SeekJorDetail?fn=3&dt=1&id=D123020629&ln_jor=0)

<https://jrecin.jst.go.jp/seek/SeekTop>

※上記の JREC-IN ホーム画面から『求人公募検索』の『フリーワード検索』で『東京大学情報基盤センター』と入れていただいても検索できます。

※※JREC-IN では応募者の添付できる書類は 1 ファイルのみとなっているため、全ての応募書類を圧縮して 1 つの ZIP ファイルにさせていただくか、まとめて 1 つの PDF にし、応募して下さい。

16. 応募〆切： 2023 年 6 月 30 日（金）

書類選考の上、合格者に対して面接を実施。

ただし、採用者が決定した時点で募集を打ち切ります。

17. 問い合わせ先： 〒277-0882 千葉県柏市柏の葉 6-2-3 東京大学柏 II キャンパス情報基盤センター  
東京大学情報システム部情報戦略課総務チーム宛

電話: 04-7133-4658

電子メール: [soumu-boshu\[at\]itc.u-tokyo.ac.jp](mailto:soumu-boshu@itc.u-tokyo.ac.jp)

※[at]を@に変更してください。

必ず、JREC-IN から応募願います。上記のアドレスへのメール送付による直接応募は受け付けていません。

18. 募集者名称： 国立大学法人東京大学

19. 受動喫煙防止措置の状況：

敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

20. その他：

- ・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。
- ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言（2009.3.3）」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。
- ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。